

提出意見及び意見考慮結果・理由等

	御意見	検討結果
1	本改正案において新設された「責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等」に関する規定について、重大な懸念を表明する。 まず、2025年3月期における約1.9兆円規模の過去最大の最終赤字という極めて重大な経営結果を踏まえれば、本来優先されるべきは、その原因の徹底的な検証および経営責任の明確化である。しかしながら、本改正案ではそのような責任の所在の整理が十分に示されないまま、「責任免除を受けた場合」という前提を明示的に置いた規定が整備されている。この制度設計の順序は、説明責任の観点から極めて不適切であると言わざるを得ない。 さらに問題なのは、責任免除という極めて重要かつ強い裁量を前提としているにもかかわらず、その判断に関する厳格な統制が条文上明確に規定されていない点である。すなわち、当該規定においては「免除した場合」という文言が強調されている一方で、 ・第三者による独立した審査体制の関与 ・利害関係者を排除した厳格な議決要件 ・判断過程および理由の公的な開示 といった、裁量行使を適切に統制するための具体的措置が明示されていない。このように、権限のみが明確に示され、統制の具体性が欠如している制度構造は、結果として経営陣に有利な裁量を過度に確保するものと評価せざるを得ない。 以上を踏まえれば、本規定は実質的に自己保身的な運用を許容し得る余地を内包していると考えられる。少なくとも、外形的にはそのような疑念を強く生じさせる構造となっており、金融機関としての信頼性確保の観点からも看過できない。 したがって、本規定を設けるのであれば、以下の点を明示的に制度として組み込むべきである。 第一に、責任免除の可否について、経営から独立した第三者委員会の設置およびその関与を義務付けること。 第二に、当該委員会の審査内容および判断理由を含む意思決定過程について、公に開示すること。 第三に、利害関係を有する者を排除した厳格な議決要件を具体的に明文化すること。 責任免除という強い裁量を認める以上、それに見合う同程度の強度を持つ統制および透明性の確保は不可欠である。「免除」を規定するのであれば、その濫用を防止するための制度的担保も同時に明記されるべきである。 以上の理由から、本改正案については、上記の点を反映した抜本的な修正を求める。	貴重な御意見をありがとうございます。 役員等の責任免除については、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十四条第三項（農林中央金庫法の一部を改正する法律による改正後の同条第四項）の規定に基づき、原則として総会員の同意が必要となっております。また、同条第四項（農林中央金庫法の一部を改正する法律による改正後の同条第五項）の規定に基づき、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、一定の額を限度とした免除が可能となっておりますが、これには総（代）会の決議が必要となっております。 令和6年度に発生した赤字を踏まえ、農林中央金庫は自らガバナンス強化の取組を進めているところですが、農林水産省としては、いただいた御意見も踏まえ、金融庁と連携して、引き続きモニタリングや必要な指導を行ってまいります。
2	①第一条による改正後の農林中央金庫法施行規則第二十一条第一項第二号ロ（2）について、「（2）『代表理事以外の業務執行理事（法第三十四条第五項第二号ロに規定する業務執行理事）又は経営管理委員』 四」と規定しているが、農林中央金庫法の一部を改正する法律案（令和八年法律第 号）による改正後の農林中央金庫法第三十四条第五項第二号ロにおいて「ロ『代表理事以外の業務執行理事又は経営管理委員』 四」と掲げているところ、『代表理事以外の業務執行理事又は経営管理委員』の部分は一致しているため、端的に「（2）『法第三十四条第五項第二号ロに掲げる業務執行理事又は経営管理委員』 四」と規定すればよいのではないかと。『経営管理委員』のみあえて書き分ける必要があるのか。 ②第一条による改正後の農林中央金庫法施行規則第二十一条第一項第二号ロ（2）及び（3）について、改正前は掲げるものと定める数の間に1字空きがあるところ、改正後についても1字空きとする必要があるのではないかと。（もしくは、体裁的に折り返しの位置が1字高いのではないかと。） ③第一条による改正後の農林中央金庫法施行規則第二十一条の二柱書きにおいて「次の各号に掲げる場合」と規定しているが、直後で「当該各号」で引用する場合や「次の各号のいずれか（いずれにも）」と用いる場合等以外には用いないのが法規として一般的であるため、単に「次に掲げる場合」と規定するのが適切ではないかと。	貴重な御意見をありがとうございます。 【①について】 （2）に掲げる業務執行理事が代表理事以外の者であることが規則内でも一読して明確になるよう、公示案のとおりの規定ぶりとしております。 【②について】 ファイルの仕様上1字空きがないように見えますが、官報掲載の際には正しく1字空きが入ることとなっております。 【③について】 農林中央金庫法における責任限定契約の仕組みの導入に当たっては、会社法（平成17年法律第86号）を参考としているところ、農林中央金庫法施行規則第21条の2の整備に当たっても、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第84条の2の規定ぶりを参考としております。